

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅰ 投資法人による自己投資口の取得禁止の緩和等		
1	上場ベンチャーファンドについては、資産を主として非上場株券等資産に対する投資として運用する商品性から、投資先企業が上場する場合や、上場承認された投資先企業の上場が延期又は取り消される場合、若しくは上場廃止になる場合等には、投資口価格が大きく変動すること考えられる。インサイダー取引の温床となりうるため、例えば投資先企業が上場申請を行う等、投資先企業の上場に関する事実を知った時点から、当該事実が公表されるまでの間、当該上場ベンチャーファンドの内部者による取引等（情報伝達・取引推奨行為を含む）を制限することが適当と考えられる。そのため、投資先企業の上場に関する事実については、金融商品取引法第 166 条第 2 項第 14 号に規定する「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」（いわゆる「バスケット条項」）に該当するという理解でよい。 同様に、投資先企業の破綻等、運用資産等に関する重要な事実のうち、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものについては「バスケット条項」に該当するという理解でよい。	個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、基本的にはご理解のとおりです。
Ⅱ その他		
2	どのような課題認識の下でどのような政策を行うものなのか、各改正項目の立案趣旨や各改正項目の想定されている適用場面、利用シーンをご教示ください。	本改正は、全体を通じて、金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（令和 5 年 12 月公表）における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するため、関連する政府令等の整備を行うものです。 投資法人による自己投資口の取得禁止の緩和等に係る改正は、その資産を主として非上場株券等資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人（ベンチャーファンド）について、一定の場合に自己投資口の取得を可能とするものです。これにより、例えば株式売却等による余剰資金について、財務戦略の多様化や再投資先の実行が困難である場合等の使途として自己投資口の取得を行うことが可能となります。